

第13回秋田市バリアフリー協議会および秋田市バリアフリーマスタープラン(素案)に対する市民意見募集による意見および対応一覧

第13回秋田市バリアフリー協議会による意見および対応

開催日 令和3年11月25日

出席者 秋田市バリアフリー協議会委員19名中18名

番号	意見の要旨	市の考え・対応
1	第12回協議会でバス停のバリアフリー化の状況をマスタープランに記載してほしいという意見があったが、全ての状況を把握することは中々難しいと思う。情報収集を行ってほしいというのはいいと思うが、例えば、バス停に限らず、バリアフリー化の状況に関する情報収集やその情報を公開するということをマスタープランに掲載することはそぐわないものなのか。バリアフリー化の情報については、マスタープランに掲載するよりも、市民に知らせることが大切である。市として情報提供に取り組むことをマスタープランに掲載してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の状況については、バス等の公共交通に関するものや、商業施設等の建築物内の状況など、施設ごとに多岐に渡っており、また、情報提供に当たっては、その性質上、常に最新の情報を提供することが必要であることから、情報収集・提供の手法やそれらの実現性に不透明な部分が多い状況です。 ・また、市民サービスセンターや公園などの市有施設におけるバリアフリー化の状況は、施設管理者により既に公開されており、民間事業者においてもフロアマップなどを活用し、情報を公開しているところが増えてきているような社会状況において、本市で情報を集約し、提供することへのニーズについて把握することが必要であると考えています。 ・以上のことから、情報提供の取組について、現時点ではマスタープランへの掲載は困難ではありますが、今後、市民ニーズ等に注視しながら、その手法について研究してまいります。
2	「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、知っている市民が少ないと思われるため、マスタープランにおいて、この条例を掲載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を受け、資料2のP5に記載している「バリアフリーマスタープランの位置づけ」の図中に関連条例として当該条例を追記しました。
3	概要版について、市民向けの概要版の作成予定はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3のとおり、秋田市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)概要版を作成しました。
4	改正バリアフリー法が令和3年4月に施行され、その改正内容を踏まえ、計画素案を作成したとのことだが、概要版にも、バリアフリー法の改正内容を記載した方がよいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3で示す概要版は、限られたページ数の中で、マスタープランの内容について市民に分かりやすく伝えることを第一に作成しています。 ・法改正の内容についても、概要版への記載を検討させていただきましたが、必然的に法律用語を使用することが増え、内容が難しくなってしまうことから、概要版への掲載は困難であると判断しました。
5	マスタープランに記載している用語説明の中身は正しいと思うが、知らない人が見て分かるかは別である。現在は法律による説明が中心となっているが、何のための法律か分かるように記載した方が市民に伝わりやすいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を受け、資料2のP78～80に記載のとおり、全体的に用語解説を修正しました。

秋田市バリアフリーマスタープラン(素案)に対する市民意見募集による意見および対応

期 間 令和3年12月17日(金)から令和4年1月17日(月)まで

提出者 2人 意見数 6件

※「意見の要旨」・「市の考え・対応」で記載しているページ番号は全て資料2に対応するものです。

番号	意見の要旨	市の考え・対応
1	<p>P1第1章の「1. 計画策定の背景・目的」の中で、バリアフリー基本構想が令和3年3月末で構想期間満了を迎えたが、引き続きバリアフリーの環境整備が必要としてマスタープランを策定することになったとありますが、マスタープランは基本構想に代わるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>またP2に、マスタープランと基本構想の概要が示されておりますが、マスタープランと基本構想の関係がわからないので説明が必要だと思います。</p> <p>さらに具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想への移行を検討するとなっておりますが、基本構想の策定はいつどのように行われるのか、また基本構想への移行とは何を意味するのか教えてください。</p>	<p>・「マスタープラン」も「基本構想」も高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進を目的とする計画ですが、P2に記載のとおり制度の内容は同じではありません。「マスタープラン」は、市全域のバリアフリー化に関する方針を示す計画で、「基本構想」は構想内で設定した重点整備地区のバリアフリー化に関する具体的な事業の実施に関する計画です。</p> <p>・「マスタープラン」により、市全域のバリアフリー化の方針を示すことで、関係者間でのバリアフリーに関する機運の醸成を図り、P2に記載のとおり、具体的な事業の位置づけが可能となった際に、基本構想を定め、事業を進める流れを想定しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、P1、P2、P76中の記載を以下のとおり修正しました。</p> <p>P1:【(そのため、平成30年のバリアフリー法改正によるマスタープラン制度の創設を踏まえ、…)→(そのため、基本構想制度に加え、平成30年のバリアフリー法改正により、バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設されたことを踏まえ、…)】</p> <p>【秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れの図中に、(必要に応じて、新たなバリアフリー基本構想の策定を検討)を追記】</p> <p>P2:(また、具体的な事業の位置づけが可能になった際は、必要に応じて基本構想への移行を検討します。)→(また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定を検討します。)</p> <p>P76:(また、具体的な事業の位置づけが可能になった際は、必要に応じて基本構想への移行についても検討していきます。)→(また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定についても検討していきます。)</p> <p>・基本構想の策定については、P2、P76に記載のとおり具体的な事業の位置づけが可能となった際に、その必要性等について秋田市バリアフリー協議会により検討します。</p>
2	<p>P1「秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れ」の図について、秋田市では、全市的な取組として「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」による整備も行われているので、これを図に加える必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>・P1「秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れ」の図については、バリアフリー法等に基づき、これまで本市が主体で実施した取組を記載したものです。</p> <p>・「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」については、P5で示している計画の位置づけの中で、関連条例として示しています。</p>
3	<p>P31「4. 秋田市のバリアフリーに関する課題の整理」の課題1:誰もが快適に生活ができるバリアフリー環境整備の推進では、関係団体のヒアリング調査からは、これまでの重点整備地区における整備を中心に一定の評価を得ているとなっておりますが、秋田駅周辺以外の各重点整備地区ではどのような調査点検が行われ、それがどのような形でマスタープランに反映されているのでしょうか。</p>	<p>・平成23年に策定した秋田市バリアフリー基本構想では、「土崎駅周辺地区」「新屋駅周辺地区」「市立病院・山王官公庁周辺地区」を重点整備地区とし、基本構想の構想期間が満了する令和2年度には、重点整備地区での取組実施状況を含めた基本構想全体の評価を行うため、関係団体へのヒアリング調査を行い、その結果は、マスタープランにおいて基本方針等を検討する際にも参考としています。</p> <p>・また、マスタープランにおいて移動等円滑化促進地区を設定するにあたり、バリアフリーの取組で配慮すべき点を整理するため、関係団体の協力を受け、「秋田駅周辺地区」でまち歩き点検を実施しています。その他の3地区については、まち歩き点検で挙げられた意見を踏まえながら秋田市職員が点検し、促進地区の具体的な区域や方針等を検討する際の参考としています。</p>

番号	意見の要旨	市の考え・対応
4	<p>P36「基本方針2:公共交通の利便性・快適性の向上」のうち【鉄道駅のバリアフリー化の促進】では、国の基本方針で利用者の多い鉄道駅についてエレベーターの設置などを指すとしており、追分駅周辺は促進地区ではないが利用者が多いため今後エレベーターが設置されること、また、新駅でエレベーターの設置された泉外旭川駅周辺については今後促進地区に設定することを検討するとしております。ところが、新屋駅周辺地区は駅舎を含む重点整備地区でありながら、駅舎の利用者が3,000人/日に満たないためか円滑化経路の中心となるべき駅舎のバリアフリー化については何も触れられておりません。新屋駅周辺は駅舎及びバスターミナルを備える重要な交通結節点で、駅舎は改修されたものの既存の跨線橋は依然として高齢者・障害者にとって大きな障害となっており、移動円滑化経路を形成すべき重点整備地区としては中途半端な状況にあります。高齢化が進む中で、高齢者等にとって公共交通機関の重要性はますます高まると思います。高齢者・障害者が必要な時気兼ねなく外出できるよう駅舎利用者の利便性や安全性の向上や交通機関相互の乗換利便性の向上を図ることが必要と考えます。このような重点整備地区の今後のまちづくりを踏まえた取組みについてご検討頂きたいと思っております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新屋駅周辺地区については、令和3年3月末に構想期間が満了した秋田市バリアフリー基本構想で重点整備地区としており、今回策定するマスタープランにおいても、優先的にバリアフリー化を促進する移動等円滑化促進地区に設定しています。 ・また、新屋駅については、生活関連施設として、特にバリアフリー化が必要な施設と位置づけており、その重要性は本市としても認識しています。 ・いただいたご意見につきましては、秋田市バリアフリー協議会を通じ、鉄道事業者にも伝え、今後のまちづくりの参考とさせていただきたいと思っております。
5	<p>P59「5-3. 新屋駅周辺地区」で、「過去計画・関連計画等の計画区域」の図中、新屋駅が旧重点整備地区外となっているのは誤りでしょうか。(基本構想では地域内になっていた)</p> <p>また、旧重点整備地区とは期間満了した基本構想での重点整備地区のことを指すのか、それとも現時点で重点整備地域ではないという意味でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P59における新屋駅周辺の区域図について、新屋駅の位置にズレがありましたので修正しました。 ・P59などの図の中で示している「旧重点整備地区」とは、秋田駅周辺地区については、平成16年に策定した「秋田市交通バリアフリー基本構想」で重点整備地区としていた区域で、その他の3地区については、平成23年に策定した「秋田市バリアフリー基本構想」で重点整備地区に設定した区域を表しています。 ・「秋田市交通バリアフリー基本構想」と「秋田市バリアフリー基本構想」は、ともに構想期間を満了していることから、令和4年1月の現時点においては、本市に重点整備地区は存在しないものと整理しています。 ・なお、今回策定するマスタープランの中では、第4章で示しているとおり、新たに「移動等円滑化促進地区(秋田駅周辺地区、土崎駅周辺地区、新屋駅周辺地区、市立病院・山王官公庁周辺地区)」を定め、優先的にバリアフリー化を促進することとしています。
6	<p>全ての計画が実るようお祈り申し上げます。 計画の達成が命です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市バリアフリー協議会において計画の進行管理を行い、マスタープランで目指すバリアフリー社会の実現に向け努めていきます。